

北留萌消防組合消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成22年 7月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、北留萌消防組合消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所又はその他の団体を認定し、社会貢献の証として消防団協力事業所表示証を交付し表示するために必要な事項について定め、もって地域における消防防災力の充実強化等の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 北留萌消防組合管理者（以下「管理者」という。）が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 第2条第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。（様式第1号）
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、町内会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、管理者に北留萌消防組合消防団協力事業所表示申請書（様式第2号、以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、あらかじめ当該事業所等の意思を確認し、北留萌消防組合消防団協力事業所表示推薦書（様式第3号、以下「推薦書」という。）により管理者に推薦することができる。

(認定基準、審査等)

第4条 管理者は、前条第1項に規定する申請書又は同条第2項の規定による推薦書の提出があったときは、消防関係法令に違反がないかどうか、また次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するかどうかを審査し、認定及び表示証の交付の可否を決定し、北留萌消防組合消防団協力事業所表示証交付（不交付）等決定通知書（様式第4号）により当該事業所等に通知するものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等

- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、管理者が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 管理者は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（様式第1号）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を交付した北留萌消防組合名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所。

(2) パンフレット、チラシ、ポスター看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告。

3 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第1号のほか、様式第1号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備付)

第7条 表示証の交付に際して、管理者は、北留萌消防組合消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第6号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、第4条の規定による認定の日から2年又は次の条の規定による認定の取り消しまでとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の有効期間が経過した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 管理者は、認定の日から2年を満了する30日前から満了する日までに、協力事業所の現状と表示の継続意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消)

第9条 管理者は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取消ことができる。この場合において管理者は、相手方に対し、当該認定の取消の理由を付して、北留萌消防組合消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書（様式第5号）にて通知するものとする。

(協力事業所の公表)

第10条 管理者は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、ホームページや広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第11条 管理者は、消防団協力事業所を北留萌消防組合消防表彰規則（昭和48年規則第31号）に基づき表彰することができる。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、北留萌消防組合消防本部総務課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 7月 1日から施行する。